平成２４年（フ）第４２６号
静岡県浜松市西区坪井町2363番地
債務者　江間　信之
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　　昭
4　破産債権の届出期間　平成24年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年１月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４２７号
静岡県浜松市西区坪井町2363番地
債務者　江間　とき
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　　昭
4　破産債権の届出期間　平成24年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年１月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５７７号
広島市安佐南区大町東３丁目26番21―702号
債務者　荒木　誠司
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　見之越常治
4　破産債権の届出期間　平成24年10月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月16日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８３０号
兵庫県明石市荷山町2725番地の２
債務者　宮田　浩一
1　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人神戸シティ法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成24年10月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月12日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７号
大阪府泉南郡熊取町大久保中２丁目７番５号
債務者　笠松　新造
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤松　範夫
4　破産債権の届出期間　平成24年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月７日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第３６４号
新潟市中央区万代１丁目２番３号　コープ野村万代314号、前住所新潟県東蒲原郡阿賀町津川3574番地
債務者　金子　泰子
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石山　正彦
4　破産債権の届出期間　平成24年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月14日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２７号
宮崎県都城市郡元町3375番地
債務者　谷口　英吏
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　悟
4　破産債権の届出期間　平成24年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月５日午前10時５分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１２８号
宮崎県都城市郡元町3375番地
債務者　谷口　武身
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　悟
4　破産債権の届出期間　平成24年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月５日午前10時５分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第２７１号
宮崎市田野町甲2989番地２
債務者　倉山　初吉
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯治　克治
4　破産債権の届出期間　平成24年10月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月21日午後４時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３５４号
大分県別府市大字鶴見2008番地の９
債務者　麻生　芳秀
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都宮　妙
4　破産債権の届出期間　平成24年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月22日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４９０号
埼玉県飯能市美杉台４丁目28番地４
債務者　和田　富美
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚田小百合
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月５日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第９７６号
堺市堺区北三国ヶ丘町８―１―23　ランピオーネ北三国203、住民票上の住所奈良県御所市大字櫛羅2173番地の４
債務者　久堀　芳子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　秀人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係